

## ○特定物質の運搬の届出等に関する事務取扱要領

〔 令和 5 年 3 月 2 2 日 〕  
〔 例規甲（生企許）第 8 2 号 〕

### 第 1 趣旨

この要領は、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成 7 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成 7 年政令第 1 9 2 号。以下「政令」という。）及び特定物質の運搬の届出等に関する規則（平成 7 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）に基づく公安委員会の事務等について、山梨県公安委員会事務専決規程（昭和 4 3 年山梨県公安委員会規程第 2 号）等に基づき、その取扱手続等必要な事項を定めるものとする。

### 第 2 運搬の届出の受理

生活安全部生活安全企画課長（以下「主管課長」という。）は、法第 1 7 条第 1 項の規定による特定物質の運搬の届出を受けたときは、特定物質運搬届出書（規則別記様式第 1。以下「届出書」という。）の記載内容等について届出者（運搬について責任を有する者。以下同じ。）と面接して確認の上、これを受理するものとする。ただし、運搬が 2 以上の都道府県にわたることとなる場合における他の公安委員会（以下「関係公安委員会」という。）を経由した届出については、面接による確認を要しない。

なお、関係公安委員会宛ての届出書の提出を受けたときは、これら関係公安委員会に送付する宛先を記載した封筒（郵便切手を貼り付けたもの）の提出を求めるとともに、届出内容を点検し、所要事項を関係公安委員会に通知した上、これを当該関係公安委員会に送付するものとする。

### 第 3 協議

主管課長は、届出を受けたときは、直ちに生活安全部長に報告するものとし、生活安全部長は、交通部長及び警備部長に届出書の写しを送付し、地域的又は時期的な特殊事情等を踏まえるなど、運搬の日時、経路等その安全性について協議を行うものとする。

### 第 4 指示

- 1 生活安全部長は、第 3 の協議結果を検討し、運搬に伴う特定物質の盗取、行方不明等を防止するため必要があると認めるときは、規則第 3 条各号に掲げる事項について運搬証明書（規則別記様式第 2）に指示内容を記載して届出者に指示するものとする。
- 2 主管課長は、運搬が 2 以上の都道府県にわたる場合において、指示が行なわれる

こととなったときは、当該指示の内容をあらかじめ関係公安委員会に通知するものとする。

## 第5 立入検査等

- 1 生活安全部長は、特定物質の運搬に関する指示に際し、必要があると認めるときは、法第33条第2項の規定により、主管課長又は警察署長を指揮して関係事業者の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させるものとする。
- 2 指揮を受けた主管課長又は警察署長は、速やかに立入検査等を実施し、その結果を特定物質取扱事業所に対する立入検査等実施結果報告書（第1号様式）により生活安全部長に報告するものとする。

## 第6 運搬証明書の交付

主管課長は、第2から第5までの手続後、運搬証明書を作成し、山梨県公安委員会公印規程（昭和37年山梨県公安委員会規程第1号）に規定する1号印を押印し、指示のある場合は運搬に関して責任のある者に直接交付するものとし、指示のない場合は直接交付するほか、届出者が希望する場合には郵送により交付できるものとする。ただし、郵送する場合は、あらかじめ届出者から宛先を記載した封筒（郵便切手を貼り付けたもの）の提出を求めるものとするが、郵送しなかったときは、直接交付する際に封筒を返還するものとする。

なお、関係公安委員会を経由した届出書に係る運搬証明書については、当該公安委員会を経由して交付するものとし、関係公安委員会から送付を受けた運搬証明書については、当該関係公安委員会に代わってこれを交付するものとする。

## 第7 運搬変更届出（運搬証明書書換え申請）及び運搬証明書再交付申請の取扱い

政令第3条の2の規定による運搬変更届出（運搬証明書書換え申請）及び政令第3条の3の規定による運搬証明書再交付申請を受けたときは、第2から第6までに準じて、受理等の措置を講ずるものとする。

## 第8 緊急やむを得ない事情による変更の取扱い

- 1 天候の急変等の緊急やむを得ない事情により運搬日時等を変更する場合には、運搬証明書の書換えを受ける必要はないが、緊急やむを得ない理由を付し、原則として文書による報告（運搬証明書書換え申請書（規則別記様式第3号）の提出）をさせることとし、口頭（電話による場合も含む。）による報告の場合には、運搬証明書書換え申請書の内容に従って報告させるものとする。
- 2 主管課長は、1の報告を受けたときは、運搬証明書書換え申請書受理証明書（第2号様式）に既に交付した運搬証明書を添付して交付するものとする。ただし、他の公安委員会を経由した報告にあつては、当該受理証明書の交付を要しない。

なお、勤務時間外に緊急やむを得ず変更の申出をする場合にあつては、警察本部

総合当直に口頭（電話）報告させるとともに、その後速やかに文書（緊急用変更報告書（別紙）の例による。）を提出させるものとし、報告を受けた警察本部総合当直の宿日直責任者は生活安全部生活安全企画課、生活安全部地域課、交通部交通規制課、交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊（高速自動車国道を通行するときに限る。）、警備部警備第二課及び通過地を管轄する警察署に速報し、連絡を受けた担当者は運搬の安全に遺漏のないよう必要な措置を講ずること。

## 第9 関係所属長に対する通報

### 1 届出等の内容

主管課長は、運搬及び変更の届出を受理したときは、その内容を生活安全部地域課長、交通部交通規制課長、交通部交通機動隊長、交通部高速道路交通警察隊長（高速自動車国道を通行するときに限る。）、警備部警備第二課長及び通過地を管轄する警察署長に通報するものとする。

### 2 指示の内容

主管課長は、運搬に関して指示がされたとき、及び関係公安委員会から指示の内容について通知を受けたときは、その内容を関係所属長に通知するものとする。

## 第10 運搬証明書の返納の取扱い

主管課長は、返納の運搬証明書を受理するものとし、関係公安委員会に係る返納の運搬証明書の提出を受けたときは、これを当該関係公安委員会に送付するものとする。

## 第11 関係公安委員会との連絡

運搬が2以上の都道府県にわたる場合における運搬届出の受理並びに運搬証明書の交付及び指示については、運搬の出発地を管轄する公安委員会を通じて実施し、運搬変更届出（運搬証明書書換え申請）、運搬証明書再交付申請及び運搬証明書返納の受理については、関係する一の公安委員会を通じて行うものであることから、主管課長は、当該運搬に係る災害の防止、特定物質の防護等公共の安全を図るため、関係公安委員会と緊密な連絡を保ち、届出書等の確実な送付を行うこと。

## 第12 事故届及び報告の徴収

### 1 事故の報告の受理及び報告の徴収

#### (1) 事故届

特定物質が盗取され、又は所在不明となったときは、法第23条の規定により、事業者等は、遅滞なく警察官等に届け出ることとされていることから、警察官が事故届を受理した場合は、事故の状況の把握に努め、主管課長を経由して警察本部長に速報するとともに、関係者と協力して負傷者の救護、交通規制等の必要な措置を講ずること。

#### (2) 事故の発生報告

特定物質の盗取、所在不明、異常な漏出、交通事故、運搬妨害若しくは運搬に

係る人の障害の発生又はそのおそれのある事故の発生があったときは、法第32条第1項の規定により、生活安全部長は、次の事項について原則として文書により報告させるものとする。

- (ア) 事故発生の日時及び場所
- (イ) 事故に係る特定物質の名称及び数量
- (ウ) 事故の態様（原因及び状況）
- (エ) 応急措置の状況
- (オ) 運搬容器の状況
- (カ) 特定物質の流失等の状況
- (キ) 被害の程度
- (ク) 今後の改善事項
- (ケ) その他必要な事項

## 2 運搬の状況に関する報告の徴収

運搬に関し、特定物質の盗取又は所在不明を防止するため必要があると認めるときは、法第32条第1項の規定により、生活安全部長は、次の事項について原則として文書により報告させるものとする。

- ア 過去の運搬の実施状況
- イ 将来の運搬計画
- ウ 運搬従事者に対する安全教育及び事故の発生状況
- エ その他運搬に係る必要な事項

### 第13 実態の把握及び資料の整備

主管課長は、特定物質の運搬に係る事務を適正かつ円滑に処理するため、平素から交通部の関係所属長及び警察署長と連携を図り、運搬の経路となる道路等の状況について実態把握に努めるとともに、第12により報告を受けた資料を整備しておくものとする。

### 第14 簿冊の備付け

主管課長は、次の簿冊を備え付け、取扱いの都度、必要事項を記載し、処理の経過を記録しておくものとする。

- (1) 特定物質運搬証明書交付台帳（第3号様式）
- (2) 特定物質運搬証明書書換え・再交付台帳（第4号様式）

### 第15 留意事項

- 1 届出後の手続を早期に行うため、運搬業者に対して平素から連絡を密にし、運搬に際しては、事前にその内容の連絡が得られるよう関係者の協力を得ておくこと。
- 2 届出は、1回の運搬ごとに行わせること。
- 3 運転員、警備員、運行責任者及び同行者については各1人まで予備員を、積載車

両、伴走車両及び警備車両については各1台の予備車両を認め、その旨を届出させるとともに、予備員及び予備車両への変更については、書換え等は要しないが、必ず事前に文書又は口頭で報告するよう指導すること。

4 運搬証明書の交付に当たって指示を行ったときは、指示の内容及び趣旨を届出者に十分に説明し、運搬従事者にも周知させるよう指導すること。

5 緊急やむを得ない理由により、運搬証明書の記載事項に変更が生じたときは、電話等により直ちに生活安全部生活安全企画課（勤務時間外の場合は警察本部総合当直）に報告し、その後速やかに文書による届出又は報告をするよう指導すること。

なお、緊急やむを得ない理由以外の、業者の責に帰すような変更又は最初の運搬届出と基本的同一性を失うような変更については、原則どおり運搬証明書書換え申請又は新たな運搬の届出をさせること。

6 運搬届出の受理及び運搬証明書の交付については出発地の公安委員会を経由し、運搬変更届出（運搬証明書書換え申請）及び運搬証明書再交付申請の受理並びにこれらの運搬証明書の交付において関係する一の公安委員会を経由して行われることから、送受に当たっては、その経過を明確にするとともに紛失防止等に配慮すること。

なお、運搬証明書の交付については、あらかじめ届出者から郵送用切手及び封筒を預かり、指示のない場合は郵送により交付することができるが、預かった切手等については、紛失等しないよう確実に保管すること。

## 第16 警察庁等への報告

### 1 届出の受理報告

主管課長は、運搬及び変更の届出を受理したときは、その概要を警察庁及び関東管区警察局に報告するものとする。ただし、他の公安委員会を経由した届出を受理した場合は、これを省略することができる。

### 2 事故の報告

主管課長は、特定物質の盗取、所在不明等運搬に係る事故が発生したときは、その内容を警察庁及び関東管区警察局に速報するとともに、関係公安委員会に通報するものとする。

なお、法第35条第2項の事故届を受理した場合の経済産業大臣への通報は、警察庁を通じて行うものとする。

## 第17 その他

1 主管課長は、この要領に定める事務の決裁を生活安全部生活安全企画課許認可管理室長（以下「室長」という。）に行わせることができる。

2 室長は、1の決裁を行ったときには、定期的に主管課長に決裁状況を報告するものとする。

様式 省略